

## 教育長交際費執行基準要綱

(平成15年9月30日決裁)  
(改正 平成16年4月1日決裁)  
(改正 平成24年9月10日決裁)  
(改正 平成25年3月8日決裁)  
(改正 平成27年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、交際費の明確化及び透明性の向上を図るため、教育長の交際費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「交際費」とは、教育長が職務を遂行する上で、教育委員会を代表し、外部との交際に要する経費で、教育委員会運営事業の交際費の予算科目から支出される経費をいう。

(執行基準)

第3条 教育長は、執行しようとする交際費が次に掲げる基準に適合するとき、当該交際費を執行することができる。

- (1) 教育委員会を代表しての支出
- (2) 市教育行政の円滑な遂行と進展のために必要な団体又は個人に対する支出
- (3) 友好及び信頼関係を維持するために必要な団体又は個人に対する支出
- (4) 儀礼的な範囲内の支出
- (5) 必要最小限の適正な支出
- (6) その他教育長が必要と認める支出

2 交際費の1件当たりの支出は、当該内容によって、他と均衡を失しない程度の額とする。

(支出内容)

第4条 交際費の支出の対象となる内容及び支出額は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝及び見舞

慶祝及び見舞の範囲は、原則として、国会議員、県議会議員、県知事、県教育長、市議会議員、市特別職、市内各学校長及び教頭等とする。この場合において、支出の有無は、その都度教育長と協議するものとする。

- (2) 弔慰

弔慰の支出対象及び支出額等は、別表のとおりとする。

- (3) 各種教育団体の行事等

ア 行事の趣旨、出席者の範囲、市教育行政との関連及び開催場所等を勘案し、出席の要否を判断して執行するものとする。

イ 支出額は、飲食を伴う場合は、10,000円とし、その他の場合は、5,000円とする。

ウ 会費の明示のあるものは、原則として、その額を支出するものとする。

- (4) 各地区の行事等

ア 学校PTAや子ども会等で組織している団体が行う行事等については、開催趣旨、市教育行政との関連等を勘案し、出席の要否を判断して

執行するものとする。

イ 支出額は、5,000円を限度とする。

(5) 懇談会

ア 有識者との事務事業に関連した意見交換会

イ 県議会議員及び国会議員等との意見交換並びに情報収集を目的とした、懇談会

ウ 講演会等の開催に伴う講師等との懇談会

エ その他特に市教育行政を執行する上で、真に必要と認められる懇談会

オ 支出額は、10,000円を限度とする。

(6) 記念品及び餞別

ア 市教育行政運営について、顕著な功労又は協力のあったものに対する儀礼

イ 支出額は、20,000円を限度とする。

(7) その他教育長が必要と認める外部との交渉又は交際等を行う必要が生じた場合は、その都度教育長と協議し、その支出額を決定することができるものとする。

(見直し)

第5条 この要綱に規定する執行基準及び基準額は、交際費に係る支出事務の一層の適正化を図るため、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 弔慰金一覧表

（単位：円）

区 分	本 人	花 輪	本人の配偶者 及び1親等の 尊属・卑属 (同居のみ)	花 輪	過去に在籍 した本人	花 輪
二役及び教育長	10,000	○	10,000	○	10,000	○
教育委員長					10,000	○
市議会議長	10,000	○	5,000	○	5,000	×
市議会議員	10,000	○	5,000	○	5,000	×
教育委員会委員	10,000	○	5,000	○	5,000	×
校医・学校薬剤師	10,000	○	5,000	×		
その他非常勤特別職	5,000	×				
近隣の委員長・教育長 等	10,000	○	5,000	×		
校長、教頭	10,000	○	5,000	○	5,000	×
学校教職員	5,000	○				
教育委員会職員	10,000	○				

## 注意事項

- 1 花輪について、○は添えるものとし、その場合、執行部と折半で添えることができるものとする。×は添えないものとする。なお、花輪については、飾ることができない場所もあることから、生花、盛籠又は供物料とすることができる。
- 2 兼職の場合は、上位の職を基準とするものとする。
- 3 その他の職の者等で、教育長が必要と認める場合は、弔慰を表することができるものとする。